不正軽油は許さない！

不正軽油とは

軽油引取税の脱税を目的として以下の行為をすることをいいます。

【不正混和】軽油に灯油や重油等を不正に混ぜて、軽油として販売又は使用すること
【不正使用】灯油や重油等を不正に自動車用燃料として販売又は使用すること
【不正製造】(1)重油と灯油を混ぜて軽油を製造すること
(2)A重油・灯油からクマリン(識別剤)の除去や脱色をし、軽油以外のものを製造し、軽油として販売又は使用すること
【規格外油の輸入】軽油以外として輸入された油を軽油として販売又は使用すること

不正軽油を使用すると

●不正軽油を製造し販売することはもちろん、使用することも軽油引取税の脱税にあたります。また、不正軽油を製造することや不正軽油であることを知りながら運搬・保管・購入などをすることのほか、不正軽油の製造の原料となることを知りながら灯油・重油や薬品などを供給・運搬することは犯罪です。
●不正軽油の使用は、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質を増加させ、環境に悪い影響を与えます。
●エンジンの不具合・損傷の原因となることがあります。

ご協力をお願いします

●走行中の車両などから軽油の抜き取り調査を実施しますので、ご協力をお願いします。
●不正軽油の製造・販売に関する情報を「不正軽油110番」又は、県税事務所へお寄せください。

電話番号　059-224-2980　　FAX番号　059-224-2130　　E-mail　zeimu@pref.mie.lg.jp

不正軽油に対する取組み

三重県不正軽油撲滅対策会議を設立し、三重県内における不正軽油の製造、流通及び使用の連鎖を断ち切り、軽油の販売者、使用者及び関係行政機関がそれぞれの取り組みを通じて相互に連携・協力し適正な軽油の流通を図るとともに、環境に悪影響を及ぼす不正軽油と、不正軽油製造過程で発生する廃棄物の不法投棄の排除に取り組んでいます。